

用水供給事業体 ダム管理費等の料金原価配賦状況

R6. 7月時点聞き取り結果

- ・ ダム管理費等を基本料金原価としている事業体 13事業体 (61.9%)
- ・ ダム管理費等を使用料金原価としている事業体 4事業体 (19.0%)
- ・ ダム管理費等を基本料金原価と使用料金原価に配賦としている事業体 4事業体 (19.0%)

No.	用水供給事業体	ダム管理費等の料金原価計上先	理由
1	A	基本料金	水の量に関わらず固定的な経費のため
2	B	使用料金	R3料金改定前→基本料金 改定後→使用料金
3	C	基本料金 使用料金	ダムの維持管理費は使用料金原価、改良・更新費用は基本料金原価に計上している。
4	D	基本料金 使用料金	総額に対する基本料金と使用料金の配分割合を設定している。
5	E	基本料金	水の量に関わらず固定的な経費のため、使用料金の原価は動力費と薬品費と汚泥処理費のみ
6	F	基本料金	水の量に関わらず固定的な経費のため（目水協の水道料金算定要領より固定的経費に当たるため）
7	G	基本料金	水の量に関わらず固定的な経費のため
8	H	基本料金	水の量に関わらず固定的な経費のため
9	I	基本料金	水の量に関わらず固定的な経費のため
10	J	基本料金	水の量に関わらず固定的な経費のため、利根川からのダムまでの導水路の管理費も含めて基本料金原価としている。
11	K	基本料金	水の量に関わらず固定的な経費のため
12	L	使用料金	料金を資金ベースで算定しており、元利償還金以外はすべて使用料金原価としている。
13	M	基本料金 使用料金	ダムの維持管理費は使用料金原価としているが、改良・更新費用は4条予算に計上し、減価償却費を基本料金原価に計上している。
14	N	使用料金	ダム管理費が維持管理的経費であり、所在市町村交付金も付随して使用料金原価としている。
15	O	使用料金	基本料金は減価償却費と利息のみでそれ以外は使用料金としている。
16	P	基本料金	不明
17	Q	基本料金 使用料金	通常のダム関連経費は3条支出に計上しているため、使用料金原価としているが、災害時などの改築費等は基本料金原価としている。
18	R	基本料金	不明
19	S	基本料金	水の量に関わらず固定的な経費のため、使用料金の原価は動力費（基本料金は除く）と薬品費のみ
20	T	基本料金	水の量に関わらず固定的な経費のため、使用料金の原価は動力費と薬品費のみ
21	U	基本料金	水の量に関わらず固定的な経費のため